

From たんぽぽ舎  
To kumamoto84@yahoo.co.jp  
日時 2026/03/21 土曜日 18:32

**たんぽぽ舎です。【TMM:No5350】地震と原発事故情報－ 5つの情報をお知らせします**

---

たんぽぽ舎です。【TMM:No5350】  
2026年3月21日(土)地震と原発事故情報－  
5つの情報をお知らせします  
転載・転送歓迎  
(転載される方はご一報いただけると幸いです)

- 
- ★ 1. イランのブーシェフル原発に飛翔体着弾  
原発には被害はないものの軍事攻撃の兆候  
I A E Aなど国際機関も危険にさらされる  
原子力施設への攻撃は明白な国際法違反  
山崎久隆 (たんぽぽ舎共同代表)
  - ★ 2. 上関原発裁判判決を批判する (下)  
公有水面埋立法は排他的水面に適用できない  
埋立工事は公物管理法上の許可に因らなければならない  
「妨害排除請求は埋立地を所期の用途に供することを  
妨げる行為に対しても認められる」としている  
連載「権利に基づく闘い」その46  
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
  - ★ 3. 「3. 11」(東電福島第一原発事故)と「3. 10」(東京大空襲)  
各県の原子力防災計画は絵に描いた餅  
防災と銘打っているが本来の目的は電力会社の保護であり  
市民の生命・財産の保護は考えられていない  
上岡直見 (環境経済研究所代表)
  - ★ 4. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)
    - ◆ 4/11「相馬クロニクル上映会」  
2011年から高校生の視点で震災を伝える活動
  - ★ 5. 新聞より1つ
    - ◆ 日本が米国と「共倒れ」になるリスクは高まるばかり  
内田 樹(たつる) (神戸女学院大学名誉教授・凱風館館長)  
(3月8日「東京新聞」朝刊4面《時代を読む》より)

---

※ 3月23日(月)「市民運動・社会運動・政治運動」 提起：田中一郎氏

日 時：3月23日(月)18時より20時30分 (開場：17時30分)  
提 起：田中一郎氏 (ちよぼちよぼ市民)  
会 場：たんぽぽ舎セミナー室 定員40名  
予 約：たんぽぽ舎あてに電話03-3238-9035、又はメール  
[nonukes@tanpoposya.net](mailto:nonukes@tanpoposya.net)で氏名と電話番号をお知らせ下さい。  
受付番号をお伝えします。  
参加費：900円 (学生500円)

---

実際に建設中だったイラクの原子炉を1980年に爆撃で破壊したこともあります。そうした攻撃が、稼働中の1号機に深刻な打撃を与える可能性があります。

### (3) IAEAのアクセス制限や妨害

戦闘の激化によりIAEA査察官の安全が確保できなくなると、リアルタイムの監視が途切れる恐れがあります。また、運転中の原発を攻撃した場合、IAEAの査察官は撤退せざるをえなくなります。

現段階では汚染は発生していませんが、「原子炉のすぐそばに着弾した」という事実は、一線を超える寸前の極めて危うい状況であることを示しています。

なんとしても早期に戦争を終わらせなければなりません。

今回は「原子力施設への攻撃は明白な国際法違反」を論じます。

□

## ■ 2. 上関原発裁判判決を批判する(下)

- | 公有水面埋立法は排他的水面に適用できない
- | 埋立工事は公物管理法上の許可に因らなければならない
- | 「妨害排除請求は埋立地を所期の用途に供することを妨げる行為に対しても認められる」としている
- | 連載「権利に基づく闘い」その46

└── 熊本一規(明治学院大学名誉教授)

《上関原発裁判判決を批判する(上)は3/14【TMM:No5347】掲載》

### [4] 公有水面埋立法は排他的水面に適用できない

「埋立免許によって埋立施行区域が排他的水面になる」との見解は、何も同判決に特有のものではなく、過去にも存在していた。しかし、過去の見解と同判決との大きな違いは、そのような見解が誤りであることが明らかに分かる指摘がなされていたことである。

その指摘は、被告準備書面によってもなされていたが、端的には、筆者の陳述書及び証言によってなされていた。

主な指摘は次の二点である。

第一に、埋立免許によって埋立施行区域が排他的水面になるとすれば、埋立事業者は、埋立免許よりも後の手続き(前記d～f)を進めることができず、その結果、「g埋立地所有権の取得」が不可能になることである。

なぜならば、公有水面埋立法は、前掲一条から明らかなように、公共用水面にのみ適用し得る法律だからである。したがって、埋立免許によって埋立施行区域が排他的水面になるはずはなく、公共用水面のまま存続するはずである。

この点は、陳述書でも熊本証言でも強調したことであるが、同判決において反論は何もなされていない。

埋立免許に因って排他的水面になるか公共用水面であり続けるかという本件の最大の争点に関わる指摘であるのに何の反論もなかったのは反論できなかったからと思われるもやむを得まい。

### [5] 埋立工事は公物管理法上の許可に因らなければならない

第二に、公有水面埋立法は公物管理法でないため、公共用水面上における効力を持たず、公共用水面上で埋立工事(工作物の新築)や「水面の占用」等をするには、公物管理法上の許可に基づいて行なわ

なければならないことである。

実際、河川区域における埋立に関しては、公有水面埋立法上の手続きだけでは十分ではなく、さらに河川法上の許可が必要である旨の昭和40年3月29日建設事務次官通達「河川法の施行について」が存在する。河川法以外の公物管理法（港湾法、漁港漁場整備法等）には、「埋立免許に基づく事業には、公物管理法上の許可の適用を除外する」旨の規定があるため、実際には許可を得る必要はないとはいえ、公共用水面上で埋立工事や「水面の占用」等は、河川区域における埋立と同様、公物管理法上の許可が得られたものとして、許可に基づいて（護岸建設は「工作物新築」の許可に基づいて、護岸で周囲を囲った後の護岸内部の占用は「水域の占用」及び「土地の占用」の許可に基づいて）行なわれることに変わりはない。

さもなければ、河川区域における埋立で使用許可・占用許可が必要であるはずはないからである。

要するに、埋立工事は、埋立免許に基づいて行なわれるのではなく、公物管理法上の使用許可（「工作物新築」の許可）に基づいて行なわれるのであり、したがって、許可使用である。

公共用物の自由使用とは、一般公衆の共同使用にあたるもので道路の通行、海での海水浴等がそれにあたる。許可使用とは、他の自由使用の妨げになるので一般的には禁止されているが、特定の場合に申請に基づいて、許可（一般的禁止の解除）がなされて認められるもので、道路での道路工事やデモ等がそれにあたる。

許可使用は、許可を得てはじめて自由使用と同じ立場に立つため、自由使用を排除できない。したがって、埋立工事は自由漁業を排除できないのである。

しかしながら、公有水面埋立法と公物管理法の関係について同判決は全く理解しなかったと思われる。

そのことは、同判決が「公有水面の埋立ては本件条例3条1項1号の一般海域の占用に含まれると解されるところ」（25頁）と述べていることから分かる。

「埋立」は、公共用水面を私有地に変えて潰す行為であるから、「公共用物の維持持続」を目的とした公物管理法上の許可の対象となるはずはない。

「埋立」は対象にならないので、埋立を「護岸の建設」→「水域の占用」という工程に分解し、「護岸の建設」を公物管理法上の「工作物新築」の許可に因って、「水域の占用」を公物管理法上の「水域の占用」の許可に因って、それぞれ実施するのである。

したがって、公物管理法上の許可の対象となるのは、「埋立」ではなく、「工作物新築」及び「水域の占用」である。

その結果、第二の点に関する同判決の記述は、支離滅裂あるいは的外れになっており、筆者の見解を曲解している。

また、同判決は「本件海上ボーリング調査の実施等については一般海域占用許可を受けることが必要になる場合も考えられる」（26頁）とするが、ボーリング調査には占用許可が必ず必要であり、「必要になる場合も考えられる」は明らかに誤った記述である。

また、その後続く「しかし、一般海域占用許可を受けていることが有効な公有水面埋立免許を受けることの要件となるとは解されない

し、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求の前提条件となるとも解されない。」(26頁)との意味不明な記述に示されるように、一般海域占有許可と埋立免許が対象事業が土地が造成される事業か否かで区別されることも全く理解されていない。

さらには、工作物を設置することは「使用」に当たり、設置した工作物をそのまま存置することは「占有」にあたることを電柱を例にとって筆者の証言で分かりやすく説明したにもかかわらず、「使用」と「占有」との区別もついておらず、混乱に拍車をかけている。

[6]「妨害排除請求は埋立地を所期の用途に供することを妨げる行為に対しても認められる」としている

同判決は、過去の誤った見解を踏襲しているばかりか、過去の見解には存在しなかった次のような見解まで述べている(20頁)。

したがって、公有水面埋立権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求は、埋立区域における埋立工事そのものへの妨害のみならず、埋立てに関する工事の施行区域において、所有権を取得する埋立地を所期の用途に供することを妨げる行為に対しても認められると解すべきである。

本件に即して分かりやすく言えば、埋立工事を妨害する行為に対してのみならず、埋立地上の原発建設を妨害する行為に対しても、埋立権が妨害排除請求権を持つというのである。従来存在しなかった初めでの見解である。

この見解の根拠は公有水面埋立法4条に定められた埋立免許基準(「国土利用上適正かつ合理的であること」や「埋立地の用途が法律に基づく土地利用計画等に违背しないこと」等)にあるとされているが、前述のように妨害排除請求権を持つのは物権ないし物権的権利であり、免許基準に掲げられているだけでそのような物権ないし物権的権利が生じるはずはない。

また、埋立地の用途を実現するための妨害排除は、竣工認可後、埋立地の所有権に基づいて容易に行なえるはずであり、埋立の手続きを定めているに過ぎない公有水面埋立法にそのような妨害排除規定が含まれているはずはない。

この見解に見られるように、同判決は、過度に埋立事業者に忖度・迎合するような判示をしている。

同判決を出した裁判官の方々には、原発建設に半世紀余りも反対してきた祝島住民の生活を脅かすことになる判決を公有水面埋立法や漁業法を熟知しないまま出した責任を痛感していただきたい。

しかし、同判決は、埋立事業者に過度に忖度・迎合しているだけに指摘したような初歩的誤りや明らかな誤りを数多く含んでおり、高裁で覆すことが十分に期待できる判決である。

注：筆者の陳述書及び2026年3月5日判決は、筆者のホームページ <http://www.kumamoto84.sakura.ne.jp/> に掲載している。

- 
- 3. 「3. 1 1」(東電福島第一原発事故)と「3. 1 0」(東京大空襲)
- | 各県の原子力防災計画は絵に描いた餅
  - | 防災と銘打っているが本来の目的は電力会社の保護であり
  - | 市民の生命・財産の保護は考えられていない
- └── 上岡直見(環境経済研究所代表)